

# 岐阜市PTA連合会 規約

|               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|
| 昭和23年 5月 1日制定 | 昭和27年 4月 1日改定 | 昭和30年 5月16日改定 |
| 昭和34年 3月 4日改定 | 昭和35年 9月12日改定 | 昭和36年 5月 1日改定 |
| 昭和38年 5月24日改定 | 昭和39年 5月20日改定 | 昭和40年 5月 7日改定 |
| 昭和41年 3月29日改定 | 昭和42年 3月26日改定 | 昭和47年 1月22日改定 |
| 昭和49年 1月18日改定 | 昭和50年 4月16日改定 | 昭和51年 4月14日改定 |
| 昭和55年 3月12日改定 | 昭和56年11月26日改定 | 昭和59年 1月18日改定 |
| 昭和62年 2月19日改定 | 平成 元年 2月23日改定 | 平成 3年 4月 1日改定 |
| 平成 4年11月 9日改定 | 平成 6年 5月13日改定 | 平成 7年11月16日改定 |
| 平成 8年 9月10日改定 | 平成 9年11月27日改定 | 平成13年 2月21日改定 |
| 平成22年 2月15日改定 | 平成23年 2月15日改定 | 平成29年 2月13日改定 |
| 平成30年 2月19日改定 | 令和 2年 4月 1日改定 | 令和 4年 5月 9日改定 |
| 令和 5年 9月11日改定 | 令和 6年 7月10日改定 |               |

## (名 称)

第1条 この連合会は、岐阜市PTA連合会（以下「連合会」という。）と称し、事務局を岐阜市教育委員会事務局社会・青少年教育課内に置く。

## (目 的)

第2条 連合会は、市内の児童・生徒の健全な育成のために、小中学校の各単位PTA（以下「単位PTA」という。）相互の連絡・協調をはかり、単位PTAの活動を促進することを目的とする。

## (事 業)

第3条 連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) PTA活動目的・事業に関する調査研究、研修会等の開催
- (2) 単位PTA相互の情報の交換、連絡・協議
- (3) その他、連合会の目的を達成するために有益な事業

## (性 格)

第4条 連合会は、社会教育法第10条に基づく社会教育団体であり、公の支配に属さず、特定の政党・宗教に偏らず、営利を目的とせず、民主的に運営されなければならない。

## (会 員)

第5条 連合会の会員は、連合会を構成する単位PTAに所属するPTA会員をもって構成する。

2 連合会を構成する単位PTAに所属していない者であっても、連合会の役員会で承認を受けた者は準会員になることができる。

## (単位PTAの入会)

第6条 単位PTAは、連合会の構成団体になることができる。

2 単位PTAは入会届を連合会に提出することによって、連合会の構成団体となる。

3 前項の規定による単位PTAからの入会届は、入会を希望する年度の前年度末までに連合会に提出しなければならない。

4 単位PTAの連合会への入会は特段の事情がない限り、入会届が提出された年度の翌年度の4月1日とする。

5 連合会の構成団体となった単位PTAは、退会届を提出しない限り、連合会の構成団体としての地位を有する。

(単位PTAの退会)

第7条 連合会の構成団体である単位PTAは、連合会から退会することができる。

- 2 連合会からの退会を希望する単位PTAは、単位PTAの総会で連合会から退会する旨の議決をしたうえで、連合会に退会届を提出しなければならない。
- 3 連合会からの退会を希望する場合には、単位PTAの会長は会員に対し、連合会から退会することによって得られる利益と不利益の双方を説明するよう努めなければならない。
- 4 第2項の規定による単位PTAからの退会届は、退会を希望する年度の9月末までに連合会に提出しなければならない。
- 5 単位PTAの退会は特段の事情がない限り、退会届が提出された年度の3月31日とする。

(単位PTAの再入会)

第8条 連合会から退会した単位PTAが再び連合会に入会することは妨げられない。

- 2 連合会への再入会を希望する単位PTAは、単位PTAの総会で連合会に入会する旨の議決をしたうえで、連合会に入会届を提出しなければならない。
- 3 第6条第3項及び第4項の規定は、再入会を希望する単位PTAに準用する。

(役員等)

第9条 連合会に、次のとおり役員等を置く。

- (1) 役員 会長 1名、副会長 若干名、書記 1名、会計 1名
- (2) 相談役 2名
- (3) 監事 1名
- (4) 顧問 必要に応じ若干名

(役員等の選任)

第10条 役員は、会員及び準会員の中から選出しなければならないが、立候補又は役員会の推薦によって候補者になった者の中から会長会が決定する。

- (1) 相談役は、小中校長会の小学校校長代表1名及び中学校校長代表1名をもって充てる。
- (2) 監事は、小中教頭会の代表をもって充てる。
- (3) 顧問は、候補者を指名し、会長会にて決定する。

(役員任期)

第11条 第9条各号に定める役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で欠員が生じたときは、当該役員等を補充することができる。この場合、任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第12条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、連合会を代表し、会務を統括し、会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を果たせないときは、会長会において指名された1名が職務を代行する。
- (3) 書記は、事務を掌理し、会議を記録する。
- (4) 会計は、会計を掌理する。
- (5) 相談役及び顧問は、各種会議に出席し、指導・助言する。
- (6) 監事は、会務及び会計を監査する。

(会長会)

第13条 連合会の最高決議機関として会長会を置く。

- 2 会長会は、単位PTAの会長等、単位PTAの代表者で構成する。
- 3 会長会の議決は、その構成員及び連合会の役員で行う。

(役員会及び役員)

第14条 連合会は役員会を置く。

- 2 役員会は役員で構成する。
- 3 役員会は必要に応じて会長が招集し、本会の事業を執行する。

(会議及び議決)

第15条 会長会及び役員会の会議は構成員の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。代理人により議決案を行使する者及び当該議事につき書面をもって、予め意志を表示した者は、これを出席者とみなす。

- 2 会長会及び役員会の議事は、出席者の過半数でこれを決する。

(経費等)

第16条 連合会の経費は、単位PTAの負担金、その他をもって、これに充てる。

- 2 連合会の予算及び決算は、役員会で作成し、会長会の承認を受けなければならない。

(事業年度及び会計年度)

第17条 連合会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改正)

第18条 本規約の改正は、会長会の議決によらなければならない。

附 則

第1条 2023年(令和5年)4月1日の時点で連合会の構成団体となっている単位PTAは既に連合会に入会しているものとみなし、改めて入会届を提出する必要はないものとする。

会員の資格に係る第5条第2項及び役員を選出に係る第10条第1項の規定は令和6年10月1日より施行する。この場合、令和7年3月31日までは「会長会」は改正前の「評議員会」又は「特別評議員会」に、「役員会」は改正前の「役員会」又は「役員・理事会」に読み替えるものとする。その他の規定は、令和7年4月1日より施行する。